

令和 3 年度札幌市国民健康保険適正服薬推進業務仕様書

1 業務名

令和 3 年度札幌市国民健康保険適正服薬推進業務

2 業務目的

重複・多剤等の服薬がある札幌市国民健康保険被保険者を対象として、個別通知や電話勧奨等での介入により適正な受診や処方促進を図ることで、被保険者の健康の保持及び医療費の適正化を推進する。

3 業務期間

契約締結日から令和 4 年 3 月 31 日まで

4 業務の内容

本業務内容は次のとおりとし、これらに関して発生する一切の費用は委託料に含まれるものとする。

- (1) 介入対象被保険者の抽出、医療費額算出リスト及び併用禁忌の服薬疑い被保険者リストの作成

札幌市（以下「委託者」という。）が提供する電子レセプトデータを活用し、以下の被保険者を抽出したうえで、被保険者ごとに医科（入院外のみ）にかかる医療費額、調剤にかかる医療費額、医薬品金額にかかる医療費額を算出したリストを作成する。なお、医薬品金額にかかる医療費額は医科（入院外のみ）及び調剤にかかる医療費額から医薬品ごとの数量を抽出することとし、その数量に対して最新の医薬品単価を掛けて算出すること。

また抽出した被保険者のうち、ア③で示す併用禁忌の服薬が疑われる被保険者についてのリスト（氏名、被保険者番号等の情報を記載）を委託者に提供する。

ア 対象者の抽出条件

- ① 重複服薬が疑われる被保険者

対象となる期間を通して、45 日以上処方されている医薬品を対象として、同一診療年月で 2 つ以上の保険医療機関から、同薬効分類小分類および同成分をもつ医薬品が処方されている被保険者。

② 多剤服薬が疑われる被保険者

対象となる期間を通して、対象期間中に 12 種類以上の医薬品が処方されている被保険者。ただし、対象期間を通して、同一保険医療機関から同じ医薬品を複数回服用している場合は、調剤日が新しい医薬品を優先して 1 種類と算定すること。また、同一医薬品の剤型・容量などの違いについても 1 種類と算定すること。

③ 併用禁忌の服薬が疑われる被保険者

医薬品添付文書において、配合により併用禁忌と記載された組み合わせの医薬品が同一診療年月で処方されている被保険者。なお、併用禁忌と判定した場合、その理由についての情報を電話勧奨の際に対象被保険者へ提供すること。

④ 向精神薬類の医薬品が過剰に処方されている被保険者

対象となる期間を通して、厚生労働省より示されている「使用薬剤の薬価（薬価基準）」に記載された 3 種類以上の抗不安薬、睡眠薬または抗うつ薬が処方されている被保険者。ただし、対象期間を通して、同一医療機関から同じ医薬品を複数回服用している場合は、調剤日が新しい医薬品を優先して 1 種類と算定すること。

イ 対象者の除外条件

上記アで抽出した被保険者について、対象期間を通して 1 回以上除外条件に合致する被保険者を除外すること。なお、これらの除外条件についての詳細は、委託者と協議のうえ最終的に決定する。

① がんの治療が行われている（がんの治療行為は診療行為と判定）

② 人工透析が行われている

③ 厚生労働省が定義する指定難病である

(2) 被保険者あて「服薬情報通知書」の作成及び発送

ア 対象者

上記(1)で抽出した介入対象被保険者のうち、介入により服薬適正化が見込まれる被保険者を処方医薬品の数量や金額などの観点から分析し、介入効果が高いと期待される被保険者の上位 1,500 名を対象とする。なお、対象者の選定にあた

っては、どのような条件・理由などによって対象者の絞り込みを実施したかを委託者に説明し、委託者と協議のうえ最終的な対象者を決定する。また受託者は、決定リストを委託者に提出すること。

イ 発送時期及び回数

令和3年9月下旬の1回を予定し、具体的には委託者と協議のうえ決定する。

ウ 「服薬情報通知書」に掲載する内容

ハガキ・封書の別や通知書のレイアウトは任意とするが、以下の内容を掲載することとし、具体的には委託者と協議のうえ決定する。

① 処方された医薬品に係る明細

保険医療機関名、医薬品名、薬効、調剤日等の明細のほか、重複・併用禁忌の情報については、印をつけるなど視覚的にわかりやすいものとする。また、ジェネリック医薬品が存在する先発医薬品が処方されている場合、ジェネリック医薬品への切り替えが可能であることを明細上に工夫して分かりやすく示すこととする。

② 「服薬情報通知書」の内容にかかる案内文

通知を受け取った被保険者が、薬局や医療機関に相談することを促す効果的な内容・レイアウトとするほか、お薬手帳を1冊にまとめることやポリファーマシーに関する周知を掲載すること。

③ 「服薬情報通知書」にかかる問い合わせ先

受託者は、問い合わせに対応するためのフリーダイヤル電話窓口を設置し、その電話を問い合わせ先として記載すること。なお、電話窓口業務については(5)において後述する。

エ 「服薬情報通知書」の印刷作成及び発送

委託者は、あて名情報（郵便番号、住所、被保険者氏名等）及び資格者情報をCSV形式の電子ファイルで提供する。

受託者は、上記ウで決定した内容及びあて名情報を印刷し誤送付防止に十分考慮して通知書を作成・発送するとともに、同一内容のPDFデータ及び送付者一覧を委託者に提出する。

なお、発送後は郵送伝票の写しなどを委託者に提出すること。

(3) 対象被保険者への電話勧奨

受託者は、「服薬情報通知書」発送から1週間程度経過した後、薬剤師又は保健師の資格を持つ者から対象被保険者あて架電し、医療機関や薬局での服薬相談を勧奨する。対象被保険者の電話番号情報は委託者が提供する。

なお、併用禁忌の服薬が疑われる被保険者に対しては、被保険者が実際に併用禁忌の服薬をしている場合、健康面における重大性が高いことから、一度目の架電に 응답がない場合には、翌日以降に再度架電をするなど接触を複数回試みる（初回の架電含め3回以上は架電すること）。それでもなお連絡が取れなかった場合は、委託者にその旨報告すること。

(4) 保険医療機関あて「服薬情報通知該当者のお知らせ」の作成及び発送

ア 対象医療機関

上記(2)の服薬情報通知書に掲載される保険医療機関

イ 作成・発送時期及び回数

上記(2)の服薬情報通知書送付と同時期に1回発送することができるよう作成する。具体的には委託者と協議のうえ決定する。

ウ 「服薬情報通知該当者のお知らせ」に掲載する内容

服薬情報通知の対象が存在する旨と本業務の概要についてお知らせする内容とする。詳細は委託者と協議のうえ決定する。

エ 「服薬情報通知該当者のお知らせ」の印刷作成及び送付

委託者は、保険医療機関に係る住所情報（医療機関コード、郵便番号、住所、保険医療機関名等）をCSV形式の電子ファイルで提供する。受託者は、上記ウで決定した内容を印刷して対象保険医療機関あて「服薬情報通知該当者のお知らせ」を作成・発送するとともに、同一内容のPDFデータ及び作成一覧を委託者に提出する。なお、郵送費は委託料に含むものとする。

(5) 対象被保険者及び保険医療機関等からの問い合わせ対応

「服薬情報通知書」発送後などの問い合わせに対応するため、以下の内容を備えたサポートデスクを設置すること。

設置期間	発送翌日から実働 20 日間
対応日時	月～金曜日（祝日等除く）10 時 00 分～17 時 00 分以上
対応スタッフ	薬剤師又は保健師の資格を持つ者を常時 2 名以上
電話番号	受託者が用意（フリーダイヤル）
エスカレーション（対応依頼）への対応	コールセンターの情報だけでは回答に不十分等、委託者へのエスカレーションが必要な場合は、原則、折り返しとし、委託者へ連絡の上指示を仰ぐ。
対応状況のまとめ	問い合わせ内容及び対応状況をまとめ（様式任意）、サポートデスク設置期間終了日翌日から 10 日後までに委託者に提出すること。

(6) 対象被保険者への通知書送付・電話勧奨にかかる介入効果の分析評価

委託者が提供する電子レセプトデータを活用し、「服薬情報通知書」送付後の対象被保険者の医療費額及び服薬状況を分析して効果を検証したものをまとめ、委託者に報告すること。また、次年度以降の取組について、有効な施策の提案も盛り込むこと。

【分析評価内容】

- ・疾患別による変化
 - ・年代別による変化
 - ・電話勧奨の有無別による状況の変化
 - ・重複服薬されている医薬品数・医薬品金額の変化（全体・被保険者別）
 - ・多剤服薬されている医薬品数・医薬品金額の変化（全体・被保険者別）
 - ・併用禁忌の服薬の解消状況（解消に至らなかった被保険者の抽出）
 - ・医薬品数、医科（入院外）・調剤・医薬品金額の変化（全体・被保険者別）
 - ・介入により 4 (1) の抽出条件対象外となった人数（全体・重複服薬/多剤服薬の項目別）
- など

(7) 納入物件一覧

【納入場所】

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所4階南側

札幌市保健福祉局 保険医療部 国保健康推進担当課

	納入物件	納入期日
(1)	併用禁忌の服薬疑い被保険者リスト	令和3年8月31日
関係	介入対象被保険者リスト	令和3年9月15日
	介入対象被保険者医療費額算出リスト	
(2)	「服薬情報通知書」対象者決定リスト	「服薬情報通知書」
関係	「服薬情報通知書」送付者一覧	送付日の
	「服薬情報通知書」PDFデータ	5日前まで
(4)	「服薬情報通知該当者のお知らせ」作成一覧	「服薬情報通知該当
関係	「服薬情報通知該当者のお知らせ」PDFデータ	者のお知らせ」送付
		日の
		5日前まで
(5)	電話対応状況表	サポートデスク設置
関係		期間終了日翌日から
		10日後まで
(6)	介入効果の分析評価報告書	令和4年3月31日
関係		まで

5 納入物件の所有について

納入物件は全て委託者の所有とし、委託者の承諾を受けないで他に公表、貸与又は使用してはならない。

6 委託者が提供するデータの詳細について

委託者から受託者へ提供するデータの詳細は以下のとおりとし、各データは光学ディスクに格納して受け渡すことを基本とする。なお、データの受け渡しはセキュリティ確保を図り受託者が準備した方法により行うこと。

(1) 分析用データ

医科、調剤のレセ電コード情報ファイル

ア 介入対象被保険者の抽出等 【4(1)関係】

令和3年4月～6月診療分（想定件数：医科80万件、調剤45万件）

イ 対象被保険者への介入効果の分析評価 【4(6)関係】

令和3年11月～令和4年1月診療分（想定件数：医科90万件、調剤50万件）

(2) 対象被保険者あて名用データ 【4(2)関係】

委託者は、あて名情報（郵便番号、住所、被保険者氏名等）及び資格者情報をCSV形式の電子ファイル形式にて、服薬情報通知書の発送日の1か月前までに受託者に提供する。受託者は委託者が提供するデータをもとに国保有資格者を識別するとともに、通知書のあて名面への印字を行う。なお、印字に際して外字等により対応できない文字に関して受託者は委託者へリストを提出し、対応を協議すること。

(3) 電話勧奨用データ 【4(3)関係】

委託者は服薬情報通知書の対象となった被保険者について、電話番号をまとめ、電子ファイル形式にて受託者に提供する。

(4) 「服薬情報通知該当者のお知らせ」用医療機関データ 【4(4)関係】

委託者は、「服薬情報通知該当者のお知らせ」の作成に必要となる、保険医療機関に係る住所情報（医療機関コード、郵便番号、住所、医療機関名等）をCSV形式の電子ファイルで提供する。

7 データ等に関する著作権について

本業務で新たに作成するデータ等の著作権は、全て委託者に帰属するものとする。

8 検査

役務内容の検査に合格した後、速やかに請求書を提出すること。

9 情報セキュリティ

本業務の実施にあたっては、以下に挙げる機密保持のための要件を備えていること。

(1) 貸与資料等の持ち出しの禁止

業務上の必要があり、本市から資料等の貸与があった場合には、業務実施場所以外への持ち出しを行わないこと。

(2) 個人情報保護対応の実施

業務の実施においては「JIS Q 15001 個人情報マネジメントシステム」又はこれと同等の規格の要求事項に適合した個人情報保護のための対応を実施すること。

折り返し電話に必要な連絡先電話番号等の個人情報を聴取した場合は、応対処理完了後にその情報を適宜削除すること。

また、本業務は個人情報を取り扱う場合があるため、在宅テレワークでの運用は認めないものとする。

10 その他

本仕様書に定めのない事項は、委託者及び受託者双方協議のうえ定めるものとする。